

意見書第4号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

昭和54年（1979年）、国連はあらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、女性に対して男性と平等の権利を保障するための「女性差別撤廃条約」を採択し、我が国は昭和60年（1985年）に同条約を批准した。

また、平成11年（1999年）には女性差別撤廃条約選択議定書が国連総会で採択され、翌年の平成12年（2000年）に発効された。個人通報制度等を定める同選択議定書を批准することにより、条約締結国は女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができるものと考えられ、現在、条約締結国189か国中115か国が批准しているものの、我が国は未だこれを批准していない。

令和2年（2020年）12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、新型コロナウイルス感染症の拡大によって配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響等が顕在化したとの認識が示されているが、女性差別撤廃条約選択議定書の批准はこのような現状を変える重要な第一歩となり得る。

同基本計画には「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とされており、国は、この計画にのっとり、同選択議定書の批准に向けた検討を進めていく必要がある。

よって、国会および政府におかれては、個人通報制度受入れに当たっての我が国の司法制度や立法政策における課題や実施体制等の検討課題について議論を深め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先：内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長

全会一致で可決

予算
常任委員会

付託案件 7件

議案第53号

主な質疑

問 市営住宅東寺団地債権回収業務の進捗状況について。

答 昨年の訴訟提起により裁判手続きを進めてきましたが、早期明け渡しを実現するため、放置自動車撤去費用等の実務的費用を補正予算として計上しました。

問 企業立地促進奨励金の申請漏れについて。

答 企業側で償却資産の一部に申請漏れがあり、市の担当者も見落としとしており、今年度分の申請時に漏れが判明したため、不足分を増額しました。

問 市民学習交流センターの外壁等改修工事

に必要な現場管理業務委託にかかる費用は。

答 当初予算に計上漏れがあり、改修工事費用内で振替えました。

問 不動産鑑定料の単価について。

答 見積もりによって13万円と消費税の2箇所分を計上しました。

問 現在の財政調整基金の総額は。

答 令和7年度末現在高の見込みとして、41億952万円で、高松公園売却の16億円を含みます。

問 軽度中等度難聴児補聴器購入助成事業の具体的な補助内容は。

答 当初予算では、補聴器新規1台と修繕で2台分の予算を計上していましたが、予算上は耳掛け式の補聴器を想定しており、今回、20万円程度の軟骨伝導補聴器の申請が2台出てきたため、20万円の増額補正をしました。

全員の賛成で可決

議案第54号

問 国民健康保険システム改修について。

答 令和8年度から国が設置する制度に伴うシステム改修です。

問 基金の積み立てについて。

答 差額は、基金に積み上げますが、令和8年度末でゼロになる方向で保険税の設定をしています。

全員の賛成で可決

議案第55号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

議案第59号

全員の賛成で可決

